

袋井市保育料表（2号認定・3号認定）

対象：認可保育所、認定こども園（保育部）、地域型保育（小規模保育等）

R4.8.1現在

階層区分			月額保育料（単位：円）						児童数の カウント 方 法	
階 層	世 帯 区 分	定 義 Aは「ひとり親世帯等」 Bは「一般世帯」を示す	児童数の カウント (右欄参照)	児童の年齢（クラス年齢）						
				0～2歳児		3歳児		4・5歳児		
				標準(H)	短(T)	標準(H)	短(T)	標準(H)	短(T)	
第1		生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	
第2	A	市民税非課税世帯	1人目	0	0	0	0	0	0	保護者と 生計が同 一の子ど もの内、 何人目に あたるか
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	B	市民税非課税世帯	1人目	0	0	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
第3	A	市民税所得割 48,600円未満	1人目	9,000	9,000	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	B	市民税所得割 48,600円未満	1人目	15,600	15,300	0	0	0	0	
			2人目	7,800	7,650	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
第4	A1	市民税所得割 48,600円以上 77,101円未満	1人目	9,000	9,000	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	B1	市民税所得割 48,600円以上 57,700円未満	1人目	25,000	24,500	0	0	0	0	
			2人目	12,500	12,250	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
A2	市民税所得割 77,101円以上 97,000円未満	1人目	25,000	24,500	0	0	0	0		
		2人目	12,500	12,250	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
B2	市民税所得割 57,700円以上 97,000円未満	1人目	25,000	24,500	0	0	0	0		
		2人目	12,500	12,250	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
第5		市民税所得割 169,000円未満	1人目	37,000	36,300	0	0	0	0	保護者と 生計が同 一の子ど もの内、 保育所や 幼稚園に 入園して いる子ど もで、何 人目にあ たるか
第6	市民税所得割 301,000円未満	2人目	18,500	18,150	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
		1人目	51,000	50,100	0	0	0	0		
第7	市民税所得割 397,000円未満	2人目	25,500	25,050	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
		1人目	53,500	52,500	0	0	0	0		
第8	市民税所得割 397,000円以上	2人目	26,750	26,250	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
		1人目	56,000	55,000	0	0	0	0		
第8	市民税所得割 397,000円以上	2人目	28,000	27,500	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
		1人目	56,000	55,000	0	0	0	0		

- 「第2階層」「第3階層」「第4階層」に該当する世帯で、母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に該当する場合は、「ひとり親世帯等（A）」の保育料を適用します。
 - 「児童数のカウント方法」は、市民税所得割が57,700円未満・以上（「ひとり親世帯等」の場合は、77,101円未満・以上）を境に、数え方の定義が異なります。
 - この保育料とは別に、教材費や給食費（3歳児以上）、延長保育料等を徴収する場合があります。
- ※ [] の範囲は、無償化後の副食費免除対象者です。

※ 保育料決定通知書では、「階層」「世帯区分」「保育必要量区分（標準／短）」の順で英数字表記しています。
 (例) 第3階層・ひとり親世帯等・保育標準時間の場合…3AH、第4階層・保育短時間の場合…4B1 Tor 4B2T